

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道野付郡別海町別海宮舞町247番地

氏名 渡邊清掃株式会社
代表取締役 藤本 隆 司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日 平成19年7月30日

許可の有効年月日 平成24年7月29日

1. 事業の範囲

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類。）、廃酸（pH2.0以下のもの。廃バッテリーを含む。）、
廃アルカリ（pH12.5以上のもの。）、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物（別紙のとおり。）。
積替保管あり。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え 又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

施設の種類 保管場所 1

設置場所 野付郡別海町別海宮舞町189番地11の1

面積 14.23㎡

種類

- ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類。）、特定有害産業廃棄物（廃油）。
保管上限 0.97㎡
- ・廃酸（pH2.0以下のもの。廃バッテリーを含む。）、特定有害産業廃棄物（廃酸）。
保管上限 1.08㎡
- ・廃アルカリ（pH12.5以上のもの。）、特定有害産業廃棄物（廃アルカリ）。
保管上限 1.08㎡
- ・特定有害産業廃棄物（汚泥）。
保管上限 0.97㎡

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況



(特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証別紙)

許可番号
許可業者の名称

第0160018602号
渡邊清掃株式会社

取り扱う特別管理産業廃棄物(うち特定有害産業廃棄物)の種類

廃棄物の種類	廃ポリ塩化ビフェニル等	廃ポリ塩化ビフェニル汚染物	ポリ塩化ビフェニル処理物	廃石棉等	指定下水汚泥	鉱さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	輸入された廃棄物の焼却施設において発生するばいじん	輸入された廃棄物のうちばいじん
含有等する有害物質の種類														
石棉				○										
アルキル水銀化合物					/	/	○			○	○	○		
水銀又はその化合物					/	/	○			○	○	○		
カドミウム又はその化合物					/	/	○	○		○	○	○		
鉛又はその化合物					/	/	○	○		○	○	○		
有機燐化合物					/	/				○	○	○		
六価クロム化合物					/	/	○	○		○	○	○		
砒素又はその化合物					/	/	○	○		○	○	○		
シアン化合物					/	/				○	○	○		
ポリ塩化ビフェニル	/	/	/							/	/	/		
トリクロロエチレン					/	/			○	○	○	○		
テトラクロロエチレン					/	/			○	○	○	○		
ジクロロメタン					/	/			○	○	○	○		
四塩化炭素					/	/			○	○	○	○		
1・2-ジクロロエタン					/	/			○	○	○	○		
1・1-ジクロロエチレン					/	/			○	○	○	○		
シス-1・2ジクロロエチレン					/	/			○	○	○	○		
1・1・1-トリクロロエタン					/	/			○	○	○	○		
1・1・2-トリクロロエタン					/	/			○	○	○	○		
1・3-ジクロロプロペン					/	/			○	○	○	○		
チウラム					/	/				○	○	○		
シマジン					/	/				○	○	○		
チオベンカルブ					/	/				○	○	○		
ベンゼン					/	/			○	○	○	○		
セレン					/	/	○	○		○	○	○		
ダイオキシン類					/	/	○	○		○	○	○		
(有害物質の指定なし)													/	/



平成14年7月30日新規の許可

平成16年7月31日変更許可（積替保管の追加）

平成19年7月30日更新時変更許可（感染性産業廃棄物、及び特定有害産業廃棄物（汚泥（アルキル水銀化合物、砒素又はその化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2 ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ダイオキシン類）、廃酸（アルキル水銀化合物、砒素又はその化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2 ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ダイオキシン類）、廃アルカリ（アルキル水銀化合物、砒素又はその化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2 ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ダイオキシン類）、燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン、ダイオキシン類）、ばいじん（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン、ダイオキシン類）、廃油（ジクロロメタン、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2 ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン）の追加）

5. 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

（根室支庁）

